

東金税務署から確定申告に関するお知らせ

問い合わせは
東金税務署 ☎0475 (52)3121

平成29年度の確定申告の日時や会場等について、東金税務署からお知らせします。なお、市で行う所得税・住民税の申告相談会の案内等については、広報2月号に掲載する予定です。

◆申告と納税の期限

- ▼所得税および復興特別所得税
税Ⅱ2月16日(金)～3月15日(木)
※振替納税をご利用の方は、4月20日(金)が振替日です。
- ▼消費税および地方消費税Ⅱ
1月4日(木)～4月2日(月)
※振替納税をご利用の方は、4月25日(水)が振替日です。
- ▼贈与税Ⅱ2月1日(木)～3月15日(木)

◆申告書作成会場の開設

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税並びに贈与税の申告書作成・提出会場を開設します。

- ▼会場Ⅱ東金商工会館1階(東金市東岩崎1-15)
- ▼期間Ⅱ2月16日(金)～3月15日(木)(土・日を除く)
- ▼受付時間Ⅱ8時30分～16時(提出は17時まで)
- ▼相談時間Ⅱ9時～17時
- ▼注意
・東金税務署内には、申告書作成・相談会場はありません。
・会場開設日および最終週は、



大変な混雑が予想されますのでご了承ください。

- ・確定申告期間中、申告書作成・相談会場および税務署の駐車場は、使用できません。
- ※身障者用駐車スペースのみ設置しますので、ご利用の場合は警備員にお声かけください。
- ・お車でご来場の際は、東金駅東口にある「タイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できますが、台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- ・混雑のため、受付を早めに締め切ることがあります。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともあります。

◆税理士による無料申告相談

平成29年度の所得税および復興特別所得税の確定申告について、「税理士による無料申告相談」を実施します。

- ▼日時Ⅱ2月1日(木)・2日(金)9時30分～12時、13時～16時
- ▼会場Ⅱ保健文化センター3階ホール
- ▼注意
・小規模納税者の所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く)が作成できます。なお、申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- ・会場が混雑している場合は、

受付を早めに締め切ることがあります。

確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印かんおよびマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類および身元確認書類)の写しをご持参ください。



また、前年の確定申告書等の控え、利用者識別番号等の通知書をお持ちの場合は、あわせてご持参ください。

◆申告書の提出が必要な方

申告書の提出が必要な方のうち、主なものを紹介します。

- ①給与所得がある方
・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
・給与を1か所から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
・給与を2か所以上から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- ※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除および基礎控除を除く)を差し引いた金額が150万円以下で、更に

③退職所得がある方
外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

④①～③以外の方
各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

また、個人事業主の方は「消費税および地方消費税」と「所得税」の申告が必要な場合があります。詳細は問い合わせください。



平成28年から所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※郵送で申告書を出す場合は、写しを添付してください。

※自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

平成29年度の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました(領収書の提出は不要となりました)。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

③退職所得がある方
外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

ただし、退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に退職所得に係る所得税および復興特別所得税は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、退職所得の申告は不要となります。

④①～③以外の方
各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

※①～④以外にも申告書の提出が必要な場合がありますので、詳細は問い合わせください。

また、個人事業主の方は「消費税および地方消費税」と「所得税」の申告が必要な場合があります。詳細は問い合わせください。

介護保険制度による障害者控除認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない方でも、確定申告等で手帳保持者に準じた所得税・住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

本市では、介護保険の認定を受けており、一定の要件を満たしている方に対し、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

詳細は、問い合わせください。

申・問高年齢者支援課介護保険班 ☎0475(70)0335

自動車税の滞納は見逃しません!

千葉県は、自動車税の未納額の縮減のため、11月から3月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。

自動車税が未納の場合は、至急納付してください。

問東金県税務所 ☎0475(54)0223
県総務部税務課 ☎043(223)2127

平成30年度償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産をいい、固定資産税の課税対象となります。毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に償却資産を所有している方は地方税法の規定により、1月31日(水)までに申告する必要があります。

また、所有している資産の課税標準額が150万円未満になると見込まれる場合でも、事業用として使用している間は申告する必要があります。

申告の方法など、詳細は問い合わせください。

※事業の休止により、事業の用に供していない資産がある場合は、固定資産として課税対象外となりますので、減少の申告をお願いします。

※発電出力が10kW以上の余剰売電または全量売電の太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告が必要です。

詳細は問い合わせください。

問税務課資産税班 ☎0475(70)0322